



2026年1月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ネ ー フ ォ ワ ード  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 辻 庸 介  
グルーピング CEO  
(コード番号: 3994 東証プライム)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 グ ル ー プ CFO 長 尾 祐 美 子  
(TEL. 03-6453-9160)

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2026年1月14日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株発行」という。）を行う方針であることについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、2026年3月開催予定の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての募集株式の発行要項（募集株式の種類及び数、募集株式の割当方法、募集株式の給付金額、給付金額の総額、現物出資財産の内容及び価額、割当先、募集株式と引換えにする財産の給付期日、増加する資本金及び資本準備金の額をいう。以下同じ。）並びに割当対象者及び対象者に割り当てる株式数（以下「発行要項等」という。）を決議することを予定しています。

#### 記

##### 1. 発行の概要

(1) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 150,150 株。 ただし、発行価額の総額の上限を発行価額で除して得られる株数がこれを下回る場合は、当該株数を上限とする。
(2) 発行価額	2026年3月開催予定の発行要項等を決議する当社取締役会開催日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）
(3) 発行価額の総額	発行価額に発行する株式の数を乗じて得られる額。 ただし、5億円を上限とする。
(4) 割当予定先	当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人

##### 2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2026年1月14日開催の当社取締役会により、下表の譲渡制限期間に係る3種類のプランの譲渡制限付株式報酬（以下「譲渡制限付株式報酬Ⅰ」、「譲渡制限付株式報酬Ⅱ」及び「譲渡制限付株式報酬Ⅲ」という。）として、上記「1. 発行の概要」記載の内容の当社普通株式を引き受ける者の募集をする方針であることを決議いたしました。なお、2026年3月開催予定の当社取締役会において、発行要項等を決議することを予定しており、当該決議に基づき各割当対象者に対して、当該対象者が、会社法第203条第2項に従って当社普通株式の引受

けの申込みを行い、かつ、当社との間で別途当社取締役会において決議する内容の譲渡制限付株式割当契約書を締結することを条件として、当社普通株式を割り当てます。

譲渡制限付株式報酬のプラン	譲渡制限期間
譲渡制限付株式報酬Ⅰ	払込期日から3年間
譲渡制限付株式報酬Ⅱ	払込期日から4年間
譲渡制限付株式報酬Ⅲ	払込期日から5年間

### 3. 割当契約の概要

#### ① 謾渡制限期間

上記表に定める譲渡制限期間（以下、「譲渡制限付株式報酬Ⅰ」の譲渡制限期間については「本譲渡制限期間Ⅰ」、「譲渡制限付株式報酬Ⅱ」の譲渡制限期間については「本譲渡制限期間Ⅱ」及び「譲渡制限付株式報酬Ⅲ」の譲渡制限期間については「本譲渡制限期間Ⅲ」という。）において、割当対象者は、原則として、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「譲渡制限付株式報酬Ⅰ」として割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式Ⅰ」、「譲渡制限付株式報酬Ⅱ」として割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式Ⅱ」及び「譲渡制限付株式報酬Ⅲ」として割り当てられた譲渡制限付株式を「本割当株式Ⅲ」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下「本譲渡制限」という。）。

#### ② 謾渡制限付株式の無償取得

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ～Ⅲが満了する前に、割当対象者が、当社グループの取締役及び使用人のいずれの地位も喪失した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた本割当株式Ⅰ～Ⅲを、当該喪失の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間Ⅰ～Ⅲがそれぞれ満了した時点において本譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当該時点の直後の時点もって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

#### ③ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

#### ④ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間Ⅰ～Ⅲ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会。）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2026年3月開催予定の発行要項等を決議する当社取締役会開催日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。）としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ割当対象者に特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以上